

第 1 編 総 説

1 沿革

- 平成15年4月 健康安全研究センターを設置。＊（都立衛生研究所、食品指導センター、食品指導センター多摩支所、中部薬事衛生事務所、東部薬事衛生事務所、薬用植物園、市場衛生検査所多摩6出張所を統合）
- 平成17年3月 広域監視部の東部薬事衛生事務所を廃止。
- 平成17年4月 広域監視部に医療機器監視課を設置。
- 平成18年4月 疫学情報室を設置。薬理研究科と病理研究科を統合して生体影響研究科を設置。
- 平成19年4月 広域監視部に建築物監視指導課を設置。多摩支所理化学研究科と微生物研究科を統合し食品衛生研究科とした。
- 平成20年4月 企画管理部の庶務課と計画調整課を統合して管理課とし、環境衛生研究科と水質研究科を統合して水質・環境研究科とした。
- 平成21年4月 水質・環境研究科を環境衛生研究科とした。これにより、健康安全研究センターは6部・1室・1支所、7課・13科(室)（広域監視部の4課、多摩支所の2課・1科を含む。）となった。
- 平成24年4月 企画管理部を企画調整部とし、健康安全部及び企画管理部の一部組織と疫学情報室を統合して企画調整部に健康危機管理情報課を設置。医薬品部と環境保健部を統合して薬事環境科学部を設置し、微量分析研究科を廃止。多摩支所を廃止し、広域監視課を広域監視部に統合して食品監視第二課とし、食品監視指導課を食品監視第一課とした。この再編整備により、健康安全研究センターは5部・1室、7課・9科となった。

＊〈参考〉

都立衛生研究所

昭和24年3月 昭和23年、厚生省から「地方衛生研究所に関する設置要綱」が通達されたことに伴い、以下の6衛生検査機関を統合して、都立衛生研究所を設置

（警視庁の細菌検査所・衛生検査所・獣疫検査所と東京市の衛生試験所、都の製薬研究所・血漿研究所）

昭和43年4月 立川出張所を多摩支所と改称

市場衛生検査所出張所

昭和46年1月 府中・武蔵調布・昭島・東久留米に市場衛生検査所出張所を設置

昭和48年4月 八王子に市場衛生検査所出張所を設置

昭和58年5月 多摩ニュータウンに市場衛生検査所出張所を設置

食品指導センター

昭和45年4月 公衆衛生部に食品監視課を設置するとともに食品機動監視班（10班）発足

平成2年8月 食品環境指導センターを設置

平成14年4月 食品環境指導センターを食品指導センターに改称

中部薬事衛生事務所・東部薬事衛生事務所

昭和50年4月 23区に衛生局薬務部薬事衛生課分室を設置

昭和57年4月 東部・南部・北部の3か所の薬事衛生事務所を設置

平成12年6月 南部と北部の薬事衛生事務所を統合し、中部薬事衛生事務所を設置

薬用植物園

- 昭和20年10月 世田谷区用賀町に薬用植物栽培場を設置
- 昭和21年 4 月 小平薬用植物栽培場を設置
- 昭和27年11月 世田谷区用賀町の薬用植物栽培場を小平市の薬用植物栽培場に統合
- 昭和32年 4 月 薬用植物栽培場を薬用植物園に改称

2 施設及び主要備品

(1) 施設（令和4年4月1日現在）

ア 本 所

所 在 地	東京都新宿区百人町三丁目 24 番 1 号		
敷 地 面 積	12,386.35 m ²		
建物延床面積	本 館	地下 2 階地上 7 階	17,940.90 m ²
	別 館	地下 2 階地上 6 階	10,022.97 m ²
	附 属 棟	地上 1 階	246.50 m ²
	計		28,210.37 m ²

イ 薬用植物園

所 在 地	東京都小平市中島町 21 番 1 号		
敷 地 面 積	31,398.04 m ²		
建物延床面積	薬事資料館		336.78 m ²
	研 修 室		149.32 m ²
	温 室（冷房室を含む）		418.04 m ²
	収 納 舎		165.00 m ²
	倉 庫		3.70 m ²
	休 憩 所		20.00 m ²
	便 所		42.00 m ²
	計		1,134.84 m ²

ウ 広域監視部食品監視第二課

所 在 地	東京都立川市柴崎町二丁目 21 番 19 号		
	東京都立川福祉保健庁舎 4 階		

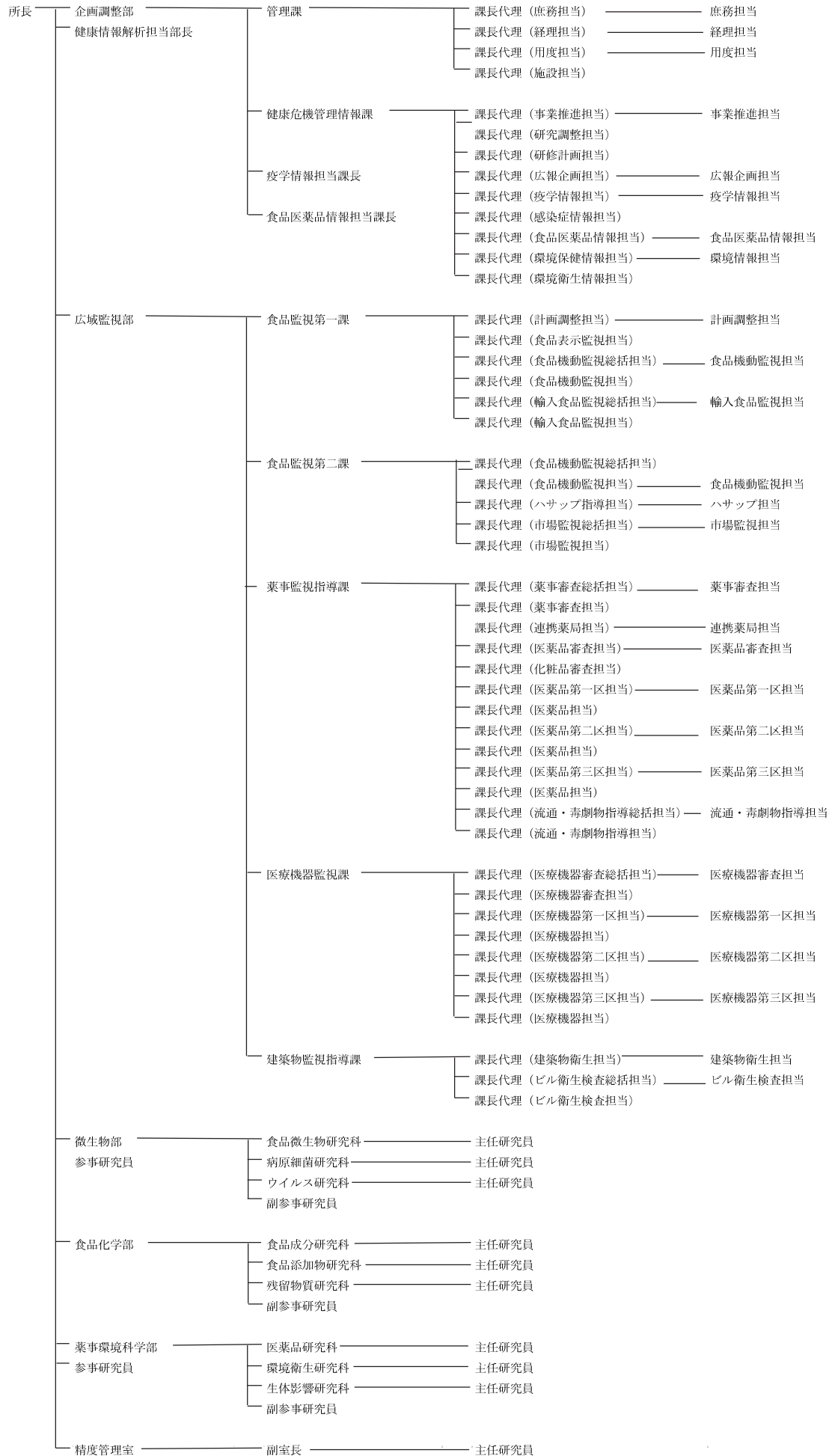
(2) 主要備品

購入価格等が1,000万円以上の備品を掲載

令和 4 年 4 月 1 日現在

品 名	台数 (式)	研 究 科	内 訳	
			台数 (式)	備 品 リ ー ス
シーケンサー	1	中央機器室	1	R02
DNAシーケンサー	2	中央機器室	1	H27
		食品微生物研究科	1	R01
遺伝子解析装置	6	病原細菌研究科	2	H25 H25
		ウイルス研究科	4	H20 H21 H29 R03
リアルタイムPCRシステム	1	食品成分研究科	1	R02
リアルタイムPCR装置	7	ウイルス研究科	7	H21 R02 R02 R02 H28 R01
ICP発光分光分析装置	1	中央機器室	1	H21
X線回折装置	1	中央機器室	1	H19
アミノ酸分析機	1	中央機器室	1	H18
イオンクロマトグラフ	4	食品成分研究科	1	H28
		食品添加物研究科	1	R01
		医薬品研究科	1	H27
		環境衛生研究科	1	H21
核磁気共鳴装置	2	中央機器室	2	H16 H27
ガスクロマトグラフ	42	食品成分研究科	4	H24 H24 H24 R01
		食品添加物研究科	6	H21 H25 H26 H28 H29 R03
		残留物質研究科	14	H15 H21 H21 H21 H21 H21 H24 H24 H28 H29 R01 R01 R03 R03
		医薬品研究科	7	H23 H23 H25 H28 H29 H29 R03
		環境衛生研究科	10	H20 H20 H23 H23 H24 H26 H27 H29 R01
		ケミカルハザード室	1	H20
蛍光X線分析装置	1	中央機器室	1	H30
ゲルマニウム半導体核種分析装置	4	食品成分研究科	3	H23 H24
		環境衛生研究科	1	H23
誘導結合プラズマ質量分析装置	1	環境衛生研究科	1	R02
高周波誘導結合プラズマ質量分析装置	1	中央機器室	1	R03
水素ガス供給システム	1	残留物質研究科	1	H24
プロテオーム解析システム	1	中央機器室	1	H21
分光光度計	1	食品成分研究科	1	H24
モニタリングポスト	1	環境衛生研究科	1	H23
液体クロマトグラフ	80	食品成分研究科	10	H24 H26 H27 H27 H29 H30 H30 R01 R02 R03
		食品添加物研究科	21	H19 H21 H24 H24 H24 H25 H25 H27 H27 H27 H28 H28 H28 H29 H30 H30 H30 H30 R01 R02 R03
		残留物質研究科	16	H18 H19 H20 H21 H24 H25 H26 H27 H28 H29 H30 H30 R01 R02 R02 R03
		医薬品研究科	23	H19 H23 H23 H24 H24 H24 H25 H26 H26 H26 H27 H27 H28 H28 H28 H29 H30 H30 H30 R01 R03 R03
		環境衛生研究科	5	H22 H24 H27 H27 R01
		中央機器室	5	H17 H25 H29 H30 R03
顕微鏡	3	中央機器室	3	H21 H21 R02
高分解能粒径分布測定装置	1	環境衛生研究科	1	H20
試料採取装置	1	環境衛生研究科	1	H20
自動分析器	1	病原細菌研究科	1	H23
全自動凍結乾燥機	2	中央機器室	2	H19 H27
多項目自動血球分析装置	1	精度管理室	1	H30
自動血液凝固剤測定装置	1	精度管理室	1	H30
容量測定装置	2	医薬品研究科	2	H10
溶出試験システム	1	医薬品研究科	1	H20
単結晶X線構造解析装置	1	医薬品研究科	1	H26
生化学自動分析装置	1	精度管理室	1	H27
窒素分析装置	1	食品成分研究科	1	H29
微生物検索同定装置	1	食品微生物研究科	1	H29
フローサイトメーター	1	中央機器室	1	H29
超高速冷却遠心機	1	ウイルス研究科	1	H30
遺伝子塩基配列解析システム	1	環境衛生研究科	1	H30
自動分注装置	1	病原細菌研究科	1	R01
薬剤感受性検査判定装置	1	病原細菌研究科	1	R01
全自動EIA分析装置	1	ウイルス研究科	1	R03

3 組織（令和4年4月1日現在）



4 分掌事務

各部課（科）等の分掌事務（令和４年４月１日）は、次のとおりとする。

(1) 企画調整部

ア 管理課

- (ア) センター所属職員の人事及び給与に関すること。
- (イ) センターの公文書類の收受、配布、発送、編集及び保存に関すること。
- (ウ) センターの予算、決算及び会計に関すること。
- (エ) センターの契約及び物品の管理に関すること。
- (オ) センターの施設の維持管理に関すること。
- (カ) センター内他の部、室及び課に属しないこと。

イ 健康危機管理情報課

- (ア) センターの事業運営に係る企画、調査及び進行管理並びに関係機関との連絡調整に関すること。
- (イ) 試験検査検体の受理及び成績書の発行に関すること。
- (ウ) センターの実施する研究に係る計画、進行管理、評価並びに関係機関との連絡調整に関すること。
- (エ) 公衆衛生及び健康危機管理に係る研修等の実施に関すること。
- (オ) 公衆衛生及び健康危機管理に係る広報及び普及啓発の実施に関すること。
- (カ) 公衆衛生及び健康危機管理に係る調査並びに情報の収集、解析及び提供に関すること。
- (キ) 疫学的調査等に係る科学的及び技術的な支援に関すること。
- (ク) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第百十四号)に基づく基幹地方感染症情報センターに関すること。
- (ケ) 東京都食品安全情報評価委員会に関すること。
- (コ) 健康食品対策に関すること。
- (サ) センターの情報処理システム及びネットワークに関すること。
- (シ) 公衆衛生及び健康危機管理に係る資料及び図書類の収集、管理、保存及び利用に関すること。

(2) 広域監視部

ア 食品監視第一課

- (ア) 広域に流通する食品及び輸入食品等に対する監視指導等の業務計画の作成に関すること。
- (イ) 広域に流通する食品等に係る監視指導、収去及び違反食品の措置等並びに東京都食品安全条例に基づく報告の要求、調査及び物件の提出の要求に関すること(他の課に属するもの

を除く。)

(ウ) 輸入食品等に係る監視指導、収去、違反食品の措置等並びに東京都食品安全条例に基づく報告の要求、調査、物件の提出の要求及び回収の報告に係る指導に関すること。

(エ) 部内他の課に属しないこと。

イ 食品監視第二課

(ア) 広域に流通する食品等に係る監視指導、収去、検査及び違反食品の措置等並びに東京都食品安全条例に基づく報告の要求、調査、物件の提出の要求及び回収の報告に係る指導に関すること(他の課に属するものを除く。)

(イ) 特別区の区域外に存する東京都中央卸売市場、地方卸売市場(花き市場を除く。)及びこれと同種の事業を行う事業所(局長の指定するものに限る。)の施設内における衛生に関すること。

(ロ) 総合衛生管理製造過程の衛生管理に係る指導及び検査に関すること。

(ハ) 食品の輸出に係る適合施設に対する認定要件の適合確認及び指導に関すること。

ウ 薬事監視指導課

(ア) 医薬品(体外診断用医薬品を除く。以下同じ。)、医薬部外品及び化粧品(以下「医薬品等」という。)製造販売業に係る許可、医薬品等製造業に係る許可及び登録、届出の受理、実査並びに監視指導等に関すること。

(イ) 再生医療等製品製造販売業に係る許可、届出の受理、実査及び監視指導等に関すること。

(ロ) 再生医療等製品製造業に係る監視指導等に関すること。

(ハ) 医薬品及び医薬部外品適合性確認に係る申請の受理及び確認に関すること。

(ニ) 医薬品販売業(配置販売業及び卸売販売業に限る。以下同じ。)及び再生医療等製品販売業に係る許可、届出の受理、許可に係る実査及び監視指導等に関すること。

(ホ) 管理医療機器の販売業及び貸与業(医薬品販売業の店舗において併せて行う場合に限る。)に係る届出の受理及び監視指導等に関すること。

(ヘ) 地域連携薬局及び専門医療機関連携薬局の認定、届出の受理並びに監視指導等に関すること。

(セ) 毒物及び劇物の製造業及び輸入業の登録、届出の受理、実査及び監視指導等に関すること。

(シ) 特定毒物研究者の許可、届出の受理、実査及び監視指導等に関すること。

(ス) 特定毒物使用者の指定、届出の受理、実査及び監視指導等に関すること。

(サ) 毒物及び劇物の業務上取扱者の監視指導等に関すること。

(ジ) 麻薬及び向精神薬取締法第五十条の二十六第一項の規定により向精神薬卸売業者の免許を受けた者とみなされたものに係る届出の受理及び監視指導等に関すること。

(ズ) 麻薬及び向精神薬取締法第五十条の二十六第一項ただし書の規定による別段の申出をした者に係る免許及び監視指導等に関すること。

- (セ) 健康食品の広告及び表示に係る相談に関すること。
- (ヨ) 再生医療等製品製造販売業者及び再生医療等製品製造業者が行う再生医療等製品の広告に係る相談及び監視指導に関すること。
- (タ) 医薬品等製造販売業者及び医薬品等製造業者が行う医薬品等の広告に係る相談及び監視指導に関すること。
- (チ) 薬局等の行う医薬品の広告の適正化に関する条例に基づく医薬品販売業者への立入調査等に関すること。
- (ツ) その他薬事衛生に関すること。

エ 医療機器監視課

- (ア) 医療機器及び体外診断用医薬品（以下「医療機器等」という。）製造販売業並びに医療機器修理業に係る許可、届出の受理、実査及び監視指導等に関すること。
- (イ) 医療機器等製造業の登録、届出の受理、実査及び監視指導等に関すること。
- (ウ) 医療機器等の適合性調査に係る申請の受理及び調査に関すること。
- (エ) 医療機器等製造販売業者、医療機器等製造業者及び医療機器修理業者が行う医療機器等の広告に係る相談及び監視指導に関すること。
- (オ) その他薬事衛生に関すること（他の課に属するものを除く。）。

オ 建築物監視指導課

- (ア) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律に基づく事業の登録に関すること。
- (イ) 特定建築物に対する立入検査等及び指導に関すること。
- (ウ) 特定建築物以外の建築物の維持管理について環境衛生上の必要な指導に関すること。

(3) 微生物部

ア 食品微生物研究科

- (ア) 食中毒及び腸内病原菌類の微生物学的研究に関すること。
- (イ) 食品、食品容器、調理器具等の微生物学的研究に関すること。
- (ウ) 前二号に規定する事項の試験及び検査に関すること。
- (エ) 実験動物の適正飼養、適正管理に関すること（他の部に属するものを除く。）。

イ 病原細菌研究科

- (ア) 呼吸器系細菌感染症の研究に関すること。
- (イ) 薬剤耐性菌感染症に関すること。
- (ウ) 狂犬病及び動物由来感染症の研究に関すること。
- (エ) 性感染症の研究に関すること。
- (オ) 寄生虫及び原虫の研究に関すること。
- (カ) 前各号に規定する事項の試験及び検査に関すること。

ウ ウイルス研究科

- (ア) ウイルス、リケッチア等の研究に関すること。
- (イ) 前号に規定する事項の試験及び検査に関すること。

(4) 食品化学部

ア 食品成分研究科

- (ア) 食品等の衛生化学的研究に関すること(他の部及び研究科に属するものを除く。)
- (イ) 遺伝子組換え食品等の研究に関すること。
- (ウ) 保健機能食品等の研究に関すること。
- (エ) 栄養表示食品、特別用途食品等の研究に関すること。
- (オ) 食中毒の理化学的研究に関すること。
- (カ) 前各号に規定する事項の試験及び検査に関すること。

イ 食品添加物研究科

- (ア) 食品添加物の研究に関すること。
- (イ) 食品用器具、容器包装、おもちゃ及び食品用洗剤の研究に関すること。
- (ウ) 前二号に規定する事項の試験及び検査に関すること。

ウ 残留物質研究科

- (ア) 食品等に残留している農薬の研究に関すること。
- (イ) 食品等に残留している動物用医薬品の研究に関すること。
- (ウ) 食品等に残留しているダイオキシン類その他の有害化学物質の研究に関すること。
- (エ) 前三号に規定する事項の試験及び検査に関すること。

(5) 薬事環境科学部

ア 医薬品研究科

- (ア) 医薬品等及び医療機器等の研究に関すること。
- (イ) 生薬の研究並びに薬用植物及び規制植物等の研究、栽培及び啓発等に関すること。
- (ウ) 毒物及び劇物の研究に関すること。
- (エ) 家庭用品の研究に関すること。
- (オ) 規制薬物等の研究に関すること。
- (カ) 前各号に規定する事項の試験及び検査に関すること。

イ 環境衛生研究科

- (ア) 環境衛生学的研究に関すること。
- (イ) 衛生動物の研究に関すること。
- (ウ) 一般飲料水、プール水及び浴場水の衛生学的研究に関すること。
- (エ) 工業用水、下水、廃水及び放流水の衛生学的研究に関すること。
- (オ) 河川水、汽水、海水、湖沼水及び温泉水の衛生学的研究に関すること。

(カ) 前各号に規定する事項の試験及び検査に関すること。

ウ 生体影響研究科

(ア) 食品添加物、医薬品等の生体影響に関する薬理学的及び病理学的研究に関すること。

(イ) 環境に係る健康影響の衛生学的及び病理学的研究に関すること。

(ウ) 有害化学物質に係る健康影響の衛生学的及び病理学的研究に関すること。

(エ) 前各号に規定する事項の試験及び検査に関すること。

(オ) 実験動物の適正飼養、適正管理に関すること（他の部に属するものを除く。）。

(6) 精度管理室

ア 製品検査の信頼性の確保に関すること。

イ 検査における精度管理調査に関すること。

ウ 前二号に規定する事項の研究に関すること。

5 職員定数及び現員

令和4年4月1日現在

職 種 名 部課(科)名			一 般 事 務	建 築	電 気 検 査	環 境 検 査	水 産 技 術	農 業 技 術	獣 医 監 視	衛 生 工 技 術	医 師	薬剂師			衛 生 検 査	臨 床 検 査	栄 養 士	保 健 師	医 療 技 術	福 祉 技 術	福 祉 技 術	自 動 車 運 転	技能Ⅱ			小 計	再 任 用	合 計	再 雇 用 (外 数)	非 常 勤 (外 数)	
												調 剤	監 視	小 計									検 査 技 能	動 物 飼 育	小 計						
企画調整部	管 理 課	定数 現員	15 21		1 1					1 1																17 24		17 28		1 1	
	健康危機管理情報課	定数 現員	11 14						1 1	6 6	3 2		5 5	5 5		1 2		5 6									29 36		29 37		8 8
広域監視部	食 品 監 視 第 一 課	定数 現員							1 2	23 21				1 1													24 24		24 25		1 1
	食 品 監 視 第 二 課	定数 現員	1 1						1 1	15 15																	17 17		17 19		1 1
	薬事監視指導課	定数 現員	1 1										37 2	37 37	39 39												38 39	2 2	41 41		5 5
	医療機器監視課	定数 現員											23 2	23 23	25 25												23 25		23 26		
	建築物監視指導課	定数 現員				1				16 14																	16 15		16 19		3 3
	微生物部	食品微生物研究科	定数 現員			1 2			9 7	7 4		1		6 2	6 2	2 5	2 2			1								26 23		26 26	
	病原細菌研究科	定数 現員			1 1			4 4	1 2		1		3 2	3 2	2 2	2 3											12 14		12 13		
	ウイルス研究科	定数 現員			2 1			6 8	2 2				4 2	4 2	2 2	2 2											16 17	1 1	17 16		4 4
食品化学部	食品成分研究科	定数 現員			7 1			1 5	3 6			2 3	8 3	10 3		1 3				1							21 20		21 22		5 5
	食品添加物研究科	定数 現員			5 2			1 2	3 7			2 6	15 6	17 6		4 4				1							26 22		26 25		8 8
	残留物質研究科	定数 現員			2 1			2 3	2 4	2 2	2 1		16 10	17 10		3 3		1 1		2							25 24		25 24		3 3
	医薬品研究科 (薬用植物園を含む)	定数 現員			1 2		1 1		2 1				1 17	20 17	21 17		4 4				1							25 26		25 27	
薬事環境科学部	環境衛生研究科	定数 現員			10 3			1 3	7 8		1		2 2	2 2		4 1											21 18		21 18		7 7
	生体影響研究科	定数 現員				2			4 2	3 2		1		4 2	4 2	2 2									2	11 13		11 14		7 7	
精 度 管 理 室		定数 現員						2 1	3					1 1		1 2											6 4		6 6		
小 計		定数	28	0	1	29	0	1	33	94	2	7	6	141	147	0	7	1	5	0	0	0	0	0	0	0	355	0	355	0	63
		現員	37	0	1	16	0	1	36	88	1	4	4	112	116	32	11	1	6	6	0	0	0	0	0	0	356	27	383	0	63

注1) 合計は再任用をフルタイム職員は10割、短時間勤務職員は8割換算し、集計したものである。

注2) 現員数には兼務職員は含むが、休職者等は含まない。

6 予算及び決算

(1) 歳 出

(単位：千円)

科 目				令和3年度	令和3年度	令和4年度	増 △ 減	備 考		
款	項	目	節	予算額(A)	決算額	予算額(B)	(B - A)			
合 計				2,639,154	2,349,651	2,480,299	△ 158,855			
福 祉 保 健 費	福 祉 保 健 管 理 費			2,639,154	2,349,651	2,480,299	△ 158,855			
	管 理 費	管 理 費		5,464	3,726	2,334	△ 3,130			
		報 償 費		1,584	1,584	1,584	0			
		旅 費	普 通 旅 費		600	215	300	△ 300		
			普 通 旅 費		600	215	300	△ 300		
		一 般 需 用 費		1,872	1,707	450	△ 1,422			
		役 務 費		308	187	0	△ 308			
		委 託 料		1,100	33	0	△ 1,100			
	健 康 安 全 費	健 康 安 全 費			2,515,363	2,241,649	2,433,259	△ 82,104		
		管 理 費	管 理 費		3,972	3,525	4,569	597		
			普 通 旅 費		79	46	79	0		
			一 般 需 用 費		3,558	3,319	3,809	251		
			役 務 費		248	78	248	0		
			使用料及賃借料		87	82	433	346		
		健康安全研究センター費	健康安全研究センター費			1,931,128	1,745,873	1,923,411	△ 7,717	
			共 済 費		1,546	1,542	727	△ 819		
			報 酬		66,568	57,252	66,568	0		
			報 償 費	報 償 費		1,191	378	1,191	0	
				旅 費	普 通 旅 費		6,642	953	6,642	0
			普 通 旅 費		6,481	921	6,481	0		
			特 別 旅 費		161	32	161	0		
			需 用 費	需 用 費		688,768	629,296	681,634	△ 7,134	
				光 熱 水 費		322,198	305,627	308,891	△ 13,307	
				一 般 需 用 費		366,570	323,669	372,743	6,173	
			役 務 費		36,331	28,209	41,429	5,098		
			委 託 料		582,976	543,123	592,047	9,071		
			使用料及賃借料		440,383	388,101	432,632	△ 7,751		
			工 事 請 負 費		10,186	7,075	10,092	△ 94		
			原 材 料 費		270	0	270	0		
			備 品 購 入 費		94,554	88,596	88,185	△ 6,369		
			負担金補助及交付金		1,713	1,348	1,994	281		
		食 品 保 健 費	食 品 保 健 費			145,638	122,130	128,345	△ 17,293	
			報 酬		1,834	1,643	1,834	0		
			共 済 費		6	54	6	0		
			報 償 費	報 償 費		1,114	332	1,114	0	
				旅 費	旅 費		2,381	1,134	2,381	0
			普 通 旅 費		2,256	1,127	2,256	0		
			特 別 旅 費		125	7	125	0		
			一 般 需 用 費		49,169	45,344	48,073	△ 1,096		
			役 務 費		2,953	1,766	2,953	0		
			委 託 料		16,812	8,896	12,298	△ 4,514		
	使用料及賃借料		52,432	44,600	52,226	△ 206				
	備 品 購 入 費		18,817	18,361	7,340	△ 11,477				
	負担金補助及交付金		120	0	120	0				
	薬 務 費		薬 務 費			75,950	67,843	69,558	△ 6,392	
			報 酬		3,288	3,246	3,288	0		
		報 償 費		61	0	61	0			
		旅 費	旅 費		3,468	1,597	3,468	0		
			普 通 旅 費		3,373	1,592	3,373	0		
		特 別 旅 費		95	5	95	0			
		一 般 需 用 費		25,741	22,677	25,741	0			
		役 務 費		5,652	2,534	5,444	△ 208			
		委 託 料		19,398	18,163	20,363	965			
		使用料及賃借料		10,300	7,394	9,807	△ 493			
		備 品 購 入 費		6,656	11,263	0	△ 6,656			
		負担金補助及交付金		1,386	968	1,386	0			

(単位：千円)

科 目				令和3年度	令和3年度	令和4年度	増 △ 減	備 考
款	項	目	節	予算額(A)	決算額	予算額(B)	(B - A)	
			生 活 環 境 費	89,012	75,262	82,475	△ 6,537	
			共 済 費	27	27	27	0	
			報 償 費	1,228	639	1,426	198	
			旅 費	1,478	1,024	773	△ 705	
			普 通 旅 費	1,478	1,024	773	△ 705	
			一 般 需 用 費	27,401	25,242	25,821	△ 1,580	
			役 務 費	5,786	5,672	5,407	△ 379	
			委 託 料	47,121	37,835	46,399	△ 722	
			使用料及賃借料	1,851	925	1,502	△ 349	
			備 品 購 入 費	4,120	3,898	1,120	△ 3,000	
			感 染 症 対 策 費	269,664	227,016	224,901	△ 44,763	
			報 酬	5,132	4,859	5,148	16	
			普 通 旅 費	49	0	114	65	
			一 般 需 用 費	213,546	189,293	169,793	△ 43,753	
			役 務 費	7,153	2,053	7,112	△ 41	
			委 託 料	42,565	30,094	39,314	△ 3,251	
			使用料及賃借料	609	381	389	△ 220	
			備 品 購 入 費	300	236	2,731	2,431	
			負担金補助及交付金	310	100	300	△ 10	
			医 療 政 策 費	29,855	26,398	26,360	△ 3,495	
			医 療 政 策 費	29,855	26,398	26,360	△ 3,495	
			報 酬	218	216	218	0	
			報 償 費	849	377	849	0	
			一 般 需 用 費	15,522	14,298	12,030	△ 3,492	
			役 務 費	59	51	56	△ 3	
			委 託 料	7,548	7,382	7,548	0	
			使用料及賃借料	5,327	3,785	5,327	0	
			備 品 購 入 費	332	289	332	0	
			施 設 整 備 費	88,472	77,878	18,346	△ 70,126	
			社会福祉施設等整備費	88,472	77,878	18,346	△ 70,126	
			一 般 需 用 費	11,055	10,527	0	△ 11,055	
			委 託 料	7,291	1,100	4,494	△ 2,797	
			工 事 請 負 費	70,126	66,251	13,852	△ 56,274	

注：人件費・手当等は含まない（健康安全部で計上）。

(2) 歳 入

(単位：千円)

款		令和3年度	令和3年度	令和4年度	増 △ 減	備 考
		予算額(A)	決算額	予算額(B)	(B - A)	
特定財源	合 計	552,286	267,645	550,552	△ 1,734	
	使 用 料 及 手 数 料	492,588	229,915	493,477	889	
	国 庫 支 出 金	44,393	34,176	41,772	△ 2,621	
	諸 収 入	15,305	3,554	15,303	△ 2	

注：使用料及手数料のうち、エイズ・性感染症検査手数料は健康安全部で計上

また、使用料及手数料の予算額は切分けが困難なため、健康安全部及び都保健所で計上されるものも含む。

